

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月
奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、「又は設備
」の下に「（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一
号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）」
を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。